

『清議報』 時期における梁啓超の救国の民権論

于 海 英

一、はじめに

梁啓超は、中国近代史において極めて大きな役割を果たした人物であり、中国のジャーナリズムの先駆者の一人とされている。周知のように、梁啓超は1898年の戊戌政変に敗れて日本に亡命し、まもなく、かつての『時務報』を受け継いで、横浜の華僑同志と共に『清議報』の発行を計画した¹。また彼は戊戌以前から民権を興すことを主張していた。『時務報』時期や戊戌変法期における梁啓超の民権思想を要約すれば、其の民権は君権に対する民権であり、その「民権」という言葉は主に「議院開設」という文脈で使われ、人民の政治参加の権利として認識された。そして、梁は終始民智の開発を最優先としていた。後年、彼は回想の中で「『時務報』時期²において、民権に関しては、只其の端緒を紹介しただけで、公言はしなかった。しかし、湖南時務学堂で、主張するところは、皆当時一派の民権論であった」³と述べた。概観してみれば、梁啓超は日本亡命前に、民権の説を抱いても、「敢えて主張しない」という温和な態度を取っていた⁴。

戊戌変法の失敗によって日本への亡命を余儀なくされた後も、民権を唱える梁啓超の姿勢は変わらなかった。梁啓超は明治日本の大量の訳著書を通じて、本格的に西洋の各種の観念、思想を摂取するようになった。梁啓超自身も「思想がこれのため一変する」⁵ほどに日本人の著述や日本人に翻訳された西洋の近代思想を読み漁り、『清議報』に吸収した新知識を論説として発表した。梁の思想が果たして一変したかどうかはともかく、『清議報』の梁の論説は以前に比べて認識の視野が広くなり、物事の把握の仕方もより成熟で鮮明になっている。

¹ 坂出祥伸著『中国近代の思想と科学』、同朋舎出版、1983年、286頁参考。

² 『時務報』時期とは、すなわち1896年7月（光緒22年）から1897年10月（光緒23年）にかけての、梁が上海を中心に活動を行う時期である。

³ 梁啓超『清代學術概論』、商務印書館、1921年、139-141頁参考。

⁴ 梁は『清代學術概論』（商務印書館、1921年、139-141頁）において、次のように述懐している。「梁啓超は、旬刊雑誌を上海で創刊した。それが『時務報』である。自ら『変法通議』を著して、弊政を批判し、これが救済策としては、結局科学を廃止し学校を興すべきであることを主張した。また常に「民権論」を唱えたが、ただその端緒を紹介しただけで、公言はしなかった。」（啓超創旬刊雑誌于上海曰『時務報』、自著『変法通議』、批評秕政、而救弊之法、歸于廢科学興学校、亦時時發“民権論”、但微引其緒未敢倡言）。一方、梁啓超が湖南時務学堂で宣伝した急進な民権革命論は、時務学堂内部に留まり、公的場には提唱されなかったのである。（具体的には『梁啓超年譜長編』、丁文江・趙豊田編、上海人民出版社、1983年、54頁、83-84頁参考）

⁵ 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、175頁。

梁は日本というフィルターを通して、新知識、新思想を吸収し、それと同時に『清議報』の性質を深化させ、彼自身の新しい知的世界の場を構築している。日本という新しい知的な場において、梁自身の知的構造に大きな変化が生じたことを考えれば、彼の「民権論」もその流れの中で何か変化が起こったことが予想される。そこで本稿では、『清議報』時代における梁の民権論は変法維新时期と比べてどのような変化が生じたのかという問題を限定し、そして民権論と関連する国民、国権などの概念を含めて、この面から多少の考察を進めていきたい。

二、『清議報』の創刊

周知のように、梁啓超は1898年9月の戊戌政変に敗れて、日本に亡命した⁶。そして来日後間もなく、雑誌の発行を企画し、横浜の華僑で印刷業を経営する馮鏡如らの援助を得て、1898年12月23日に旬刊雑誌『清議報』を創刊した⁷。この旬刊雑誌は、毎月（旧暦の1日、11日、21日）三回の発行であり、1901年12月21日の第一百冊の発行で停刊している。梁啓超は同誌の主筆として引き続き変法論を鼓吹し、また光緒帝擁護、西太后非難の論陣を張るとともに、民権の唱道に力を注いだ。

『清議報』（THE CHINA DISCUSSION）が本来どのような目的で発刊されたかは、『清議報』第一冊に創刊の辞として掲載された梁の「横浜清議報叙例」に掲げられた次の四つの主旨から窺える。「一、支那の清議を維持し、国民の正気を激発する。二、支那人の学識を増長させる。三、支那日本両国の消息を通じさせ、其の情誼を連ねる。四、東亜の學術を明らかにし、叢粹を保存する。」と⁸。『清議報』の名から見られるように、中国に対する議論や為政者の批評である「清議」を保持するのは、『清議報』の第一の義であったことがわかる⁹。また、この雑誌の発行は中国人に新思想、新知識を広

⁶ 永井算巳の考察によれば、梁啓超、王照一行は1898年10月20日の深夜、東京に到着した、という。具体的には、永井算巳著「清末における在日康梁派の政治動静—康有為梁啓超の日本亡命とその後の動静」『中国近代政治史論叢』、汲古書院、1983年、1頁参考。

⁷ 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、171-172頁参考。

⁸ 「横浜清議報叙例」、1898年12月23日『清議報』第一冊、『飲氷室合集・文集三』、林志鈞編、上海中華書局、1936年、30-31頁。（『飲氷室合集』は『文集』と『專集』からなり、そのうち、『文集』は16冊で、『專集』は24冊、あわせて40冊になる。以下は『文集』と『專集』と略する）

⁹ 「清議」の解釈については、金沖及氏は、清議を主持するとは、西太后、榮禄らが行った朝政を大いに非難し、尊皇を鼓吹して光緒帝の復権を目指すことであると説き、そして『清議報』の根本的な政治主張は尊皇であると主張した。（金沖及「清議報的二重性」、『新聞研究資料』、1980年参考）他方、呉嘉勳氏と尹天五氏は、金沖及氏が言う『清議報』の宗旨は尊皇・保皇であるという見解は検討する必要があると異議を唱えた。呉氏は、『清議報』には光緒帝を賛美する言葉が多くあるとはいえ、光緒帝は民を大事にする聖君のようなイメージに美化されて（もはや真実の人物ではなく）、中国に民権を恢復する化身として描かれており、光緒帝を救うことは民権を興すことと重ねられていたことを主張した。尹氏は『清議報』の直接の目的は民智を開くことであり、最終の目的は愛国救亡であるという見解を示した。（呉嘉勳「『清議報』簡論」、『浙江学刊』、1982年、6月30日。尹天五「愛国救亡の『清議報』」、『学術月刊』、1984年11月、参考）

めることを目的とするものであることが読み取れる。中国人を啓蒙する『清議報』の創刊意図が見られるであろう。

一方、『清議報』が発刊された三年間は、中国では激動の三年間である。その間の事情について、梁は次のように述べている。「『清議報』は憚ることなく政府を攻撃したのは、其のときが最も激しかった、そして政府と互いに憎みあうことになり、（『清議報』）の輸入を厳禁し、内地に発行機関を断絶させ、やむをえず停辦する。」¹⁰と、この間、中国では、北方には義和団運動が起き、北京に八ヶ国連合軍が侵入するという事態があり、また南方には唐才常らの自立軍起義の失敗が起きていた。そのような激動の時代において、『清議報』は亡国危機に瀕している国家の状況を国民に伝え、国民を奮起させることに、とても重要な役割を果たしていた。

『清議報』の第百冊の最終刊に「清議報一百冊祝辞並論報館之責任及本館之経歴」と題する論説が載せられている。その第四「清議報之性質」では『清議報』の言論活動の特色として（一）民権を唱えたこと（二）哲理を敷衍したこと（三）朝局を明らかにしたこと（四）国恥を厲ますこと（国恥を知らしめて国民を奮起させようとしたこと）、などを上げ、「一言で言うならば、民智を広め、民気を振るうことにほかならない」¹¹と説明している。特に第一の特色とされた「倡民権」については、「終始この義を唯一無二の宗旨として、様々な方法を述べ、種々の道を開くとも、いかなる場合その宗旨から逸脱することはなかった」¹²とあり、民権論が『清議報』時期における梁の言論の主要な主張の一つであったことは間違いない。既に述べた如く、梁啓超は『時務報』時期や戊戌変法時期に民権の説を抱きながらも、「敢えて主張しない」という温和な態度を取っていたが、ここにおいて公然と民権を宣伝するようになったといえよう。また、「我國民に我国の世界上にある位置を知らせ、東西の列強の我国を扱う政策を知らせ、既往に鑑み、現在を熟察し、それによって将来を図り、其の国を内にして諸邦を外にし、一に天演学の物競天択（生存競争と自然淘汰）、優勝劣敗の公例を、大声で疾呼し、痛撃を加えて、同胞の一悟（自覚）をねがう」¹³と梁が述べたように、ここで『清議報』啓蒙の性質をはっきり表明していると言えよう。

¹⁰ 「莅報界歡迎会演説辞—鄙人对于言論界之過去及将来」(1912)、『梁啓超年譜長編』、丁文江・趙豊田編、上海人民出版社、1983年、171頁。

¹¹ 「清議報一百冊祝辞並論報館之責任及本館之経歴」、1901年12月21日『清議報』100冊、『文集』之六、54頁。

¹² 同上、54頁。

¹³ 同上。

三、『清議報』における梁の民権と国権一誓って民権を起し、旧俗を移す¹⁴—

『時務報』時期や戊戌変法期において、民権を興すのは梁啓超の政治スローガンである。彼は民権を興す道について、民智を開くことを優先し、そして、「民権を興そうとすれば、まず紳権を興すべきである」¹⁵と説いた。また、梁啓超は「人々は自主の権がある」¹⁶というような民権を大いに唱えた。このような民権が『時務報』や戊戌期の言論において、時に「民主」即ち民が権力を持ち君権を否定すると解された故、保守派の攻撃を招いた。当時、『勸学篇』における張之洞の批判の矛先は主に「人々は自主の権がある」という民権説に向いていた。張子洞が民権そのものを反対するのではなく、彼が反対したのは、「民攬其権」、「人人有自主之権」という維新派の民権への解釈である¹⁷。ところで、一般民衆の政治自覚はまだ養成されていない現状の下では、まず「民之秀者」¹⁸である郷紳或いは紳士の権を興すことを優先する、と梁は主張した。ここに、まず紳権を興すことによって、徐々に一般民衆の政治自覚を促し、やがて彼らが自ら政治の主体となることを望むようにしたいという梁啓超の考えが窺われる。

一方、先に述べた如く、日本亡命後も、民権を唱える梁啓超の立場は変わらなかった。ただ、『清議報』時代における梁啓超の民権論の内容は次第に豊富になり、人民の政治参加の権利に限らず、様々な自由、平等などのような権利が含まれるようになった¹⁹。日本亡命後、梁啓超は日本を經由して、西洋の思想や、学問を本格的に摂取す

¹⁴ 梁は『自勵』と題する詩で次のように述べている。「献身甘作万矢的、著論求為百世師。誓起民權移旧俗、更挈哲理牖崖知。十年以後当思我、举国猶狂欲語誰？世界無窮願無尽、海天寥廓立多時」（身を献じては甘んじて万矢の的と作り、論を著しては、百世の師と成らんことを求む、誓って民権を起して旧俗を移さんとし、更に哲理をきわめ新知をみちびく、十年以後まさに我を思うべし、国を挙げて猶狂えるかごとく誰にか語らんと欲す、世界は無窮願いは無尽、海天寥廓として、立つこと多時なり）（1901年5月作、6月16日『清議報』第82冊。日本語の翻訳は島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』（第二巻）、岩波書店、122頁参考。）この詩は、公然と民権の啓蒙活動を行った梁の真実を示しているものと言える。

¹⁵ 「論湖南応辦之事」、『文集』三、43頁。

¹⁶ 「論中国積弱由於防弊」、『時務報』第9冊（1896年10月7日）、『文集』之一、99頁。梁啓超は自主の権について、次のように解釈している。「自主の権とは何か、各人各々がなすべき事を尽くし、おのおのが得るべき利益を得る」と、このような自主の権を人々は享有しなければならぬと梁啓超は主張している。一方、謝放氏の考察によれば、張之洞の理解した「人々は自主の権がある」というのは、実は陳熾の言う「犯上作乱の濫觴」である「民主」である。梁啓超は日本亡命一年後「民権與民主二者其訓詁絕異」を強調し、「民権を民主と混同してはならない」と指摘し、彼らの戊戌変法期に唱えた民権が統治者に強く非難された理由は、統治者は民権の意味について誤解が生じたからだだと主張した、という。（謝放、「張之洞反対民権説剖析—兼析19世紀後期中文詞匯“民権”與“民主”的涵義」、『社会科学研究』、1998年2月、103-104頁参考）

¹⁷ 張之洞は「勸学篇・内編・正権第六」において、「考外洋民権之説由来、其意不過曰国有議院、民間可以發公論、達衆情而已、但欲民伸其情、非欲民攬其権。訳者変其文曰民権、誤矣。…今日摭拾西說者、甚至謂人人有自主之権、益為怪妄。此語出于彼教之書、其意言上帝予人以性靈、人人各有智慮聰明、皆可為有耳、訳者竟積為人人有自主之権、尤大誤矣…」と論じた。（具体的には、清・張之洞『勸学篇』、上海書店出版社、2002年、19-20頁参考）

¹⁸ 「論湖南応辦之事」、『文集』之三、44頁。

¹⁹ 例えば、「各国憲法異同論」において、梁は、臣民の権利の確定は憲法中の要点であるとして、言

るようになった。「民権思想を認識するときに、民権という言葉にこだわるのではなく、むしろ「権利」という概念への理解と把握が重要である」²⁰と夏勇氏が言ったように、確かに、『清議報』における梁の論説を概観したとき、民権や権利、自由論は彼の論説において大きなスペースが割かれている。しかし、梁啓超の言う民権（権利、自由）論は、論理性という点からして、必ずしも分かりやすいものではない。むしろ時々奇妙にさえ感じさせる。このことを考えるにあたって、我々が無視できないのは、梁啓超が帯びている中国の伝統的な儒家思想である。それは梁の西洋思想を受容する仕方を大きく左右すると言えるであろう。梁啓超を初めとする清末の知識人は、こういう儒家思想の伝統を背負っていたからこそ、西洋の思想と出会い、そして対決し、たとえ新しい時代に相応しい新しい道があったとしても、自分の拠り所の儒家思想を棄てず、むしろ絶えず修正し、ないし読み替えを行ったのである。

『清議報』時期において、梁が主張した民権論は、「愛国論」²¹における次の言葉に簡潔に表現される。「民がなくてどうして国があらうか。国がなくてどうして民があらうか、民と国は一にして二、二にして一である。現在、我が民は国を我国となさず、一人一人がみずから其の国を持つていない。このように国は滅んでしまう。国が滅べば人権も滅び、人道の苦しみは計り知れない。」²²そして、「国とは何か。民を積みて成るものである。国政とは何か、民が自らその事を治めることである。愛国とは何か。民が自らその身を愛することである。民権が興れば国権が立ち、民権が滅べば国権も滅ぶ。君主・宰相として民の権を圧するのに務めれば、これは自ら其の国を棄てるという。民として各自其の権を伸ばすのに務めなければ、これは自ら其の身を棄てるという。故に、愛国を語るには、必ず民権を興すことから始めなければならない」²³と、梁はここで「国権」との関係で民権論を提出したのである。

ここに、「国権」という概念の登場こそ、梁啓超の民権論の変化を表現していると言える。梁は亡命以前、君権との関係において、民権を論じた。亡命後、国権との関係で民権、乃至権利・自由を大いに宣伝するようになった。「愛国の実をあげるためには、国権の進展を可能にする民権の確立が必要である」²⁴ということは、梁啓超の来

論著作・集会結社・行為・居住の自由、所有権利、請願権利を挙げ、所有権と請願権については、注をつけて説明を加えている。この点からみて、梁は「民権」に様々な自由、権利が含まれることを認識したのであろう。（『各国憲法異同論』1899年4月『清議報』第12、13冊、『文集』四、第78-79頁。佐々木揚「康有為と梁啓超の憲法観：戊戌前夜から義和団事件まで」、『経済史研究』16、2013年、78頁参考。）

²⁰ 夏勇『中国民権哲学』、生活・読書・新知三聯書店、2004年、27頁。

²¹ 梁啓超は1899年の『清議報』の第6冊（2月20日）、7冊（3月2日）、22冊（7月28日）に哀時客という筆名で三回にわたって「愛国論」を発表した。

²² 「愛国論」（一）『清議報』第6冊（1899年2月20日）、『文集』之三、69頁。

²³ 「愛国論三－論民権」、『清議報』第22冊（1899年7月28日）、『文集』之三、73頁。

²⁴ 狭間直樹編、『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と明治日本』、みすず書房、84頁。

日後における思想変化の重要な内実であると言ってもよい。要するに、梁の言う民権は国権に関わる問題として見なされた。梁啓超にとって、「民権（権利、自由）は他の価値から離れて独自の位置づけられるものではなく、それらは構造的に国権との関係で位置づけられるものであった。」²⁵さらに、梁は「愛国論」において、「民と国は一にして二、二にして一」、「国事をわが事とし、国権をわが権とする」²⁶と述べている。これはまさに彼の民権論の変化を表しているのである。また、梁は民権と国権の関係について、「上粵督李傅相書」（1900年3月）において、「今日の生存競争、優勝劣敗の世界において、民権を借りなければ、国権を保つことができない。国権が失うなら、国民の命も財産もなくなる」²⁷と述べている。この書簡から見て、梁の民権論は、中国の亡国危機に面して、いかにその窮地から脱するかという課題をめぐって展開されたことが明らかである。言い換えれば、梁啓超が民権を主張したのは、先ず、帝国主義列強を抵抗し、国家の滅亡を救うためである。したがって、梁啓超の言う民権と国権の関係を借りて言えば、ここでは民権を確立することが問題とされ、国権の観念は、民権を確立するために国権を確立しなければならない、という関連のもとに表す。つまり、民権と国権が不可分の関係にある、国民の自由、権利は国家の独立、自由がなければ守ることができず、逆に国家の自由、独立も国民の自由、権利が確立しなければありえないと梁啓超は考えている。そのいずれか目的でいずれが手段であるかはともかく、このような関係で梁が提示したのは、正に福沢論吉が掲げた「内国にありて民権を主張するは、外国に対して、国権を張らんがためなり。（中略）故に民権と国権とは正しく両立して分離すべからず」²⁸ということであろう。梁は、深刻な民族危機の下で、民権と国権、ないし国家と密接に関連すると認識している。

ところで、梁啓超は「国権」という概念で民権問題を説明したとき、国権という概念を明確に定義しなかった。しかしながら、我々は梁が国権を使用している脈絡によって、その意味を読み取ることができる。例えば、梁は「かの日本は昔治外の権がなかったが、変法自強をはじめてから条約を改正し、遂にはその国権は完全無欠のものになった。」²⁹と述べた。ここで、梁の用いている国権は、自国の独立、つまり対外的独立を意味する概念であることが明らかであろう。また、梁は「国権與民権」（1899年10月）において、「彼の欧米の虎狼のような国は、（中略）我国の自由権を侵した。もうこれ

²⁵ 土屋英雄「梁啓超の西洋「撰取」と権利・自由論」狭間直樹編、『共同研究梁啓超—西洋近代思想の受容と明治日本』、みすず書房、160頁。

²⁶ 「愛国論」（一）『清議報』第6冊（1899年2月20日）、『文集』之三、69頁。

²⁷ 「上粵督李傅相書」、1900年3月3日作、3月31日『清議報』第40冊、『文集』之五、61頁。

²⁸ 福沢論吉著『通俗国権論』緒言、（明治11年9月、慶応義塾出版社）、『福沢論吉全集』第四巻、岩波書店、1959年、603頁参考。

²⁹ 「愛国論」（一）、『清議報』第6冊（1899年2月20日）、『文集』之三、67頁。

以上我慢できない。(中略) いやしくも我国がその自由権を放棄しなければ、虎狼国はどうしてこれを侵しえよう」³⁰と述べている。この引用から、当時中国を取り巻く国内外の環境をあわせて考えると、梁の言う国権は国家の主権独立、または国家の自由、自主を意味すると考えられる。同じく、梁啓超の言う民権もその使用の脈絡に応じて内容を判断すべきであるが、ただ、梁が民権、人権、権利、自由権などをいずれも厳格的に限界を設けていなかったため、それらの概念はしばしば相互に交換可能的に用いられる。例えば、梁は次のように述べている。「民権を圧制するのは政府の罪である。民が自らその権を伸張しなければ、民にも罪がある。西洋の人々の言葉に：人の自由権を侵すのは天下第一の罪悪であり、自ら自由の権利を放棄する罪もまた同様である。蓋しそれは天賦の人道を損害する一つのことである」と³¹。また梁は『飲氷室自由書』-「草茅危言」(1899年9月)において、「民は天より生まれ、天はそれに能力を賦与し、それを豊かにし、以てその生を遂げさせる。ここに民権がある。民権は君も臣から、父も子から、夫も妻からこれを奪うことができない」³²と述べている。この二つの引用から見れば、梁の言う民権は天賦人権であり、人間の自由権のことでもあると読み取れるのであろう。ここで注意すべきことは、西洋の思想を摂取するにあたって、梁は日本を経由して摂取したのである。つまり、その国権論であろうと、民権論であろうと、日本の影響を無視して語ることができない。さらに、「論中国與欧洲国体異同」(1899年6、9月)の中で、梁は、中国漢代以後、階級がなくなったため、これは文明進化の一特徴であるが、他面では、階級の間競争がないため、「人々天賦の権」が民賊に闇に奪われ、民が自分の権利の喪失すら知らない、故に自存を争うことに務めなくなった。中国なぜ民権が興らないのか、その原因は、民が自ら自分の権利を求めないからだ³³、述べている。この文章から見れば、梁は自分なりの折り合いの仕方でも民権を説明している。つまり、たとえ民権が天賦的なものであっても、人民一人一人が自らそれを勝ち取らなければ奪われる、と彼は主張した。ここで、自分の思想理論を多様化し、独自の性格を持っている梁啓超の姿が窺えるであろう。

梁啓超は人々が生まれながらにして持つ権利を提唱しつつ、中国人には権利思想がないことや、権利を追求する意識などがないことを厳しく非難し、中国人の奴隷根性を大いに暴いている。「自ら自分の権利を伸張しなければ、民にも罪がある。」³⁴と述べ

³⁰ 『飲氷室自由書』-「国権與民権」、『清議報』30冊(1899年10月15日)、『専集』之二、第24頁。

³¹ 「愛国論三-論民権」、『清議報』第22冊(1899年7月28日)、『文集』之三、76頁。

³² 『飲氷室自由書』-「草茅危言」、『清議報』27冊(1899年9月15日)、『専集』之二、12頁。この文章は梁が日本の深山虎太郎の『民権・共治・君権』論を紹介、転載した文章である。そして彼は冒頭の部分で、この三論は「みな西洋の大学者の政体論に源があり、これは中国の持病の要点についている」と評した。その内容を見ると、深山の「民権篇」はまさに天賦人権論を述べたのである。

³³ 「論中国與欧洲国体異同」、『清議報』第17、26冊(1899年6月8日、9月5日)、『文集』之四、65-66頁参考。

³⁴ 「愛国論三-論民権」、『清議報』第22冊(1899年7月28日)、『文集』之三、76頁。

ているように、梁は、人民が奴隷の地位から脱して、自分自身を愛し、自ら自分の権利を伸張すべきだと主張し、人民の自我の解放を鼓舞した。そして、中国人がいかにな奴隷根性、或いは奴隷意識を克服し、愛国心として生成させ得るかについて、梁は「人はもし国を他人の国とすれば、愛する心が必ず消える。人はもし国を我国とすれば、愛する心が必ず生まれる」³⁵と指摘し、人民が国家の一員としての自覚を持ってこそ、其の愛国心が喚起されることができると説いた。また「凡そ国は家族から起る。故に西洋の政治家が言う：国という字は家族という二文字を大書したものである」³⁶、「国家に依って各自は得る権利がある。ゆえにまた国家に対しても各自は尽くすべき義務がある。人々がこの理を知り、この情を同じくすれば、この愛国の心はそれによって団結して解けることがない」³⁷と述べているように、梁は、中国人が国を我が国とし、自分の家族を愛するほど国を愛し、自分の事をよく治めば、国がそれによって強くなる、と考えた。

梁啓超は日本亡命後、日本を經由して、西洋の思想や学問を吸収しているが、しかしながら、「修身齐家治国平天下」という伝統的な儒家思想は既に彼の思想の奥まで浸透し、根付いていた。儒家的な思考様式の下に、梁は新しい時代を背景に、儒家思想を再解釈し、また「読み替え」を行った。梁が「愛国論」で提起した「民権が興れば国権が立ち、民権が減れば国権も減ぶ。愛国を語るには、必ず民権を興すことから始めなければならない」という問題は正に「修身齐家治国平天下」の問題である。愛国というものは、其の「修身」の段階を踏まえないと成り立つことができない。言い換えれば、人民が奴隷根性を脱却せず、自分自身さえも愛さなければ愛国とは言えない。つまり、国民一人一人が奴隷の地位から脱し、自分の権利、自由を守ってこそ、はじめて愛国を語ることができると、梁は考えていたのである。

四、「国民」概念の登場と奴隷根性の批判

「国民」という一語は戊戌変法期に、梁啓超は既に使用した³⁸。ただ、当時梁は「国民」を「一国の民」と理解し、国家の構成主体としての意味を認識しなかった。しかし、亡命以後、「国民」という語は彼の論説の中で普通に使われるようになった。

先に述べた如く、「横浜清議報叙例」の主旨一「維持支那之清議、激発国民之正氣」

³⁵ 「愛国論」(二)、『清議報』第7冊(1899年3月2日)、『文集』之三、70頁。

³⁶ 同上、73頁。

³⁷ 「愛国論」(二)、『清議報』第7冊(1899年3月2日)、『文集』之三、71頁。

³⁸ たとえば、「論君政民政相嬗之理」(『時務報』第四十一冊、1896年10月7日刊、『飲氷室合集・文集二』、7頁)において「徳謨格拉時者、国民為政之制也」という一文の中で国民という語が現れる。ただ、この語は嚴復の言葉であり、梁はそれを引用したのみである。

のところ、梁は国民という語を使ったが、「国民」という概念を明確に定義したわけではなかった。彼が「国民」という概念を明らかにしたのは、亡命後ほぼ一年後の1899年10月に著された「論近世国民競争之大勢及中国前途」の冒頭の第一節においてである。彼は次のように言う。「中国人は国民というものがあることを知らない、数千年流通してきた言葉には国と家の二文字を並称するものがあるだけで、国と民の二文字を並称するのを聞いたことがない。(中略)国民というものは、国が人民の公産であると見なす言い方である。国は民を積みてなる、民の外に、国はない。一国の民が一国の法を定め、一国の事を謀り、一国の患いを防ぐ。其の民が侮られず、其の国は亡びることもない、これを国民という」³⁹。

この定義から見れば、梁啓超の言う国民はもはや「粟、米、麻、絲を出す、器皿を作る、財貨を流通させる」⁴⁰中国伝統社会における全然政治権利を持たない「民」ではなく、国家の主体で、国家の政治生活に参加する権利を持つ「国民」である。この国民概念の提出に伴い、清末の知識階層は立憲、革命という政治立場を問わず、国民という概念を大いに鼓吹するようになった。それと同時に、孫文を初めとする革命党は国民という概念を利用し、民衆を動員しようとした。ともあれ、中国人がどのような国民になるべきかという議論は当時における政治宣伝の一大主題であったのである。

国民性、また民権についてのアピールを、梁は国民の概念における二項対立の図式を使用して行ったのである。その概念図式において、国民と対置されるのは奴隷である。梁は亡命後、戊戌変法の失敗の反省から一層国民性の問題に注目し、中国を亡国の危機から救うため、まず、国民性を改造し、独立自尊の国民を育てなければならないと考えている。近代国家を担う国民のあるべき姿を求め続けている梁がもっとも注目したのは、中国人の奴性と愛国心の問題である。彼は「愛国論」において、国民性に欠けているものとして愛国心だと認識し、それは奴隷根性がもたらした結果であると指摘した。梁は泰西の人が中国を論じるとき、ややもすれば中国人は愛国の性質がないと評するのに対して、「わが中国人が愛国の性質がないわけではない。愛国を知らないのは、自ら国とは何であるかを自覚しないためである」⁴¹と指摘し、そして「国として認識していないからには、どうして国を愛することがあろうか」⁴²と強調した。

また、梁啓超は中国が積弱の根源と、そして亡国に瀕する危機の原因とを、数千年君主専制の高圧の下に、人民の奴隷の地位に甘んじていると結論付けた。彼は次のように言っている。「我国の四億の民は、数千年以来、民賊政体の下に支配されて、あ

³⁹ 「論近世国民競争之大勢及中国前途」、『清議報』30冊（1899年10月15日）、『文集』之四、第56頁。

⁴⁰ 「中国積弱溯源論」、『清議報』第77-84冊（1901年4月29日-7月6日）、『文集』之五、16頁。

⁴¹ 「愛国論」(一)、『清議報』第6冊（1899年2月20日）、『文集』之三、66頁。

⁴² 「愛国論」(一)、『文集』之三、66頁。

たかも盲の魚が暗い穴に成長したように、海に出てもお見ることができない。(中略) ちょっとしたものを見ても、大いに驚き、天地の間に民権という二字があるのを知らない。お前にも生まれながらの権利があるよ、と言われると、目を見張って驚き、不安に耳を覆って逃げる。これは、私がいつも言う奴隷根性があり、自ら奴隷の行為をするものである。また自ら奴隷の地位にあることも知らず、ほかの奴隷でないものを見るとかえって笑うのである」⁴³と。ここで、奴隷根性は既に民衆の心に深く根付いていることが読み取れる。故に梁は、今日我が国民のこのような人心、このような風俗、このような言論、このような挙動は奴隷の根性、奴隷の行為と言わざるを得ない⁴⁴、と慨嘆した。

そのほか、「国民十大元気論」(1899年12月)にも、彼は言う。即ち、「俗論では、ややもすると、古人の法言でなければ、敢えて言わず、古人の法行でなければ敢えて行わない、と言うが、これは奴隷根性の言である。」⁴⁵「この根性が除かれなければ、国があっても人がいるとは言えず、人がいても国があるとはいえない。近頃の議論では、ややもすると、西洋人が我々を牛馬とし、奴隷としようとしていると言うが、私からすれば、同胞が自ら牛馬となり、自ら奴隷となるのではないかということが、特に問題があると思うのである」⁴⁶と、「中国積弱溯源論」にも「積弱」のうちで、風俗が原因となっているものとして、第一に「奴性」を上げ、中国人は一人として自ら奴隷の地位に甘んじていない者はない⁴⁷と指摘した。更に、「十種徳性相反相成義」⁴⁸や「滅国新法論」⁴⁹にも、同様な主旨の主張が認められるのであるが、特に後者では現状における外国と清朝との二重支配の存在を指摘し、直接の主人に隷属することによって、奴隷の奴隷となる危険性を説き、国民の「元気」教育をしなければならぬと力説しているのである⁵⁰。また、梁は「呵傍観者文」(1900年2月)において、このような奴隷性から、危機に際して無反応あるいは無関心な傍観者群が生まれると説き、そして、その傍観者の態度が生じる原因から、混沌派・為我派・嗚呼派・笑罵派・暴棄派・待時派の六種の傍観者に分けて、そこに中国人の全ての性質が見える、と指摘した⁵¹。

以上見てきたように、梁啓超は、数千年にわたって中国の積弱の、最大の原因は中国人の心に染み込んだ奴隷根性にあると分析し、その奴隷根性こそ、人々の自由を奪

⁴³ 「愛国論」(三) - 「論民権」、『清議報』第22冊(1899年7月28日)、『文集』之三、76頁。

⁴⁴ 「愛国論」(二)、『清議報』第7冊(1899年3月2日)、『文集』之三、73頁。

⁴⁵ 「国民十大元気論」、『清議報』33冊(1899年12月23日)、『文集』之三、67頁。

⁴⁶ 同上、65頁。

⁴⁷ 「中国積弱溯源論」、『清議報』第77-84冊(1901年4月29日-7月6日)、『文集』之五、18-19頁。

⁴⁸ 『清議報』第82冊、84冊(1901年6月16日、7月6日)、『文集』之五、42-51頁。

⁴⁹ 『清議報』第85、86、89冊(1901年7、8月)、『文集』之六、32-47頁。

⁵⁰ 有田和夫著『清末意識構造の研究』、汲古書院、1984年、151-152頁参考。

⁵¹ 「呵傍観者文」、『清議報』36冊(1900年2月20日)、『文集』之五、69-75頁参考。

い、自ら自己の権利を放棄するという弊害をもたらしたと指摘した。梁は国民性を改造するに当たって、最大の課題は中国人の心にひそむ奴隷根性を取り除くことであると認識し、そのような内在な欠陥を克服することにより、中国人を近代的な国民に改造するように取り組んでいる。

ところで、梁啓超の国民性についての批判は主に二つの方面に集中している。一つは中国人が国家思想もなく、愛国心もないこと、もう一つは中国人が権利、義務に対する認識もなく、独立自主や自由平等の精神もないことである⁵²。この二つの批判は実は中国人が奴隷から国民へと転換するキーポイントを示している。こういう視角から見れば、梁啓超が提示したことは、ある意味では、正に福沢諭吉が掲げた「内にありて民権を主張するは、外国に対して、国権を張らんがためなり」という主題である。この認識の下に、梁の言う国民概念は、国民と国家とは密接な関係を有していることを強調する一方、もう一つ重要な側面を持っている。即ち、それは国家の主体である国民がどういう国民なのかという問題である。以下では梁啓超における国民と国家の関係について論じたい。

五、国民と国家の関係

亡命以前、民と国の関係という問題より、梁が注目しているのはむしろ民、君、臣の関係である。君と臣の関係について、梁啓超はこう言う。「『記』曰く、君が臣を選ぶだけでなく、臣も君を選ぶことができる。臣とは、君とともに民事を行うものである。店を開くということに例えれば、君は店の総元締め（総管）であり、臣は店の番頭（掌櫃）である。どうして臣が国を去ってはならないという義がありえようか」⁵³と。梁はここに君臣関係において、臣も君を選ぶ権利がある、ということを議論した。また民と君の関係について、「君権が日に益々尊ばれ、民権が日に益々衰えた。それは中国を弱体化させた根本原因である」⁵⁴、「君権と民権が合すれば、情が通じる。議法と行法が分かれば、事が容易になる」⁵⁵と指摘しているように、君権の拡大は民権の衰

⁵² 梁は1901年の「中国積弱溯源論」の中で、中国積弱の最大の根源として中国人の愛国心の薄さを挙げ、更に愛国心の薄弱の原因として、国家と天下の区別を知らない、国家と朝廷の限界を知らない、国家と国民の関係を知らないという三つの思想上の誤りを指摘している（『中国積弱溯源論』、『清議報』第77-84冊、1901年4月29日-7月6日、『文集』之五、12-42頁。）また梁は「国民十大元氣論」において、国民の精神構造の変革を彼らの自発性に求め、民の奴隷根性を脱却した独立の精神を主張した。（『国民十大元氣論』、『清議報』33冊（1899年12月23日）、『文集』之三、67頁）

⁵³ 「湖南時務學堂答問」（節録）（一八九七冬）、李華興、吳嘉勳編『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984年、65頁。

⁵⁴ 『西学書目表後序』、『文集』一、126頁。『西学書目表』は1896年（光緒22年）九月朔日の序例を附して、時務報館から石印本で刊行されている。『西学書目表後序』はもと『西学書目表』に附された「読西学書法」の巻末におかれたもので、後に『西学書目表後序』と題して『文集』に収められることになる。

⁵⁵ 「古議院考」、『時務報』（1896年11月5日）第10冊、『文集』一、94頁。

える原因であると梁は強調しながら、民権と君権はいずれも必要とし、結合しなければならないと断定した。要するに、梁は儒家の伝統思想と西洋の君主立憲思想を結びつけることから出発して、反「君権」でない民権を提起したのである。

しかし、亡命後、民と君という視点⁵⁶より、梁啓超が目を向けるようになったのは、民と国、つまり国民と国家の関係である。明治日本という新しい環境において、国家はなぜ必要なのかという問いに対して、梁は国家というものを根底から考えるようになる。その国家思想の形成にあたって、『清議報』に加藤弘之やブルンチュリという人物がしばしば登場したことから見て、梁は加藤弘之やブルンチュリにかなり影響されていることが分かる。日本の学者山田央子氏が指摘したように、梁の国民と国家についての見解はブルンチュリの国家学説に影響されたことがあきらかである⁵⁷。彼は亡命直後の1899年に既にブルンチュリそのものに注目し、紹介した。そして、梁がその国家論に強い関心を示したことは、『清議報』の第11冊(1899年4月)からブルンチュリの国家論を断続的に連載し始めたことから分かる⁵⁸。中国積弱の原因を国民自身の「奴性」などに求め、国家の主体である国民の創出を何より緊急の課題とした梁は、ブルンチュリの国家思想を自己の思想形成の重要な部分として積極的に取り組んでいくことになった。その後、梁は1901年10月に、『清議報』第94、95冊に「国家思想変遷異同論」を掲載し、その中で、ブルンチュリの中世国家理念と近世国家理念の対比を翻訳し、其の枠組みを用いて、独自の国家思想の歴史の変遷論を展開した⁵⁹。特に、国家の主体について、古来の中国には君主が国家の主体である、近代国家においては、人民が国家の主体であると⁶⁰、梁は指摘した。さらに、梁啓超はなぜブルンチュリの国家論に関心を示したのか、実は、国家とは何か、中国に果たして所謂国家が存在し

⁵⁶ 民権と君権との関係について、亡命後(少なくとも『清議報』時期)の梁は、民権と民主を区別することにより、引き続き反君主でない民権を擁護した。ただ民権と対応させることは、君権から、国権へと転換した。彼は「愛国論」の中で次のように述べている。「民権と民主はその訓詁が全く異なる。英国は民権の発達が最も早く、民政の形態(民政体段)が最も整っている。欧米諸国はみなこれを師として倣う。そうして今の女王は安富尊榮して天下第一の有福の人である。(中略)しからは、民権を興すことは君主の利であるか、それとも君主の害であるか。(中略)かの愚かにして独りよがりの輩は、民権と民主を混同し、民権を蜂・蝎・蛇と見なして君主・宰相の耳を感し、そうして天賦人權の利益を塞いで元気を阻喪させ、再び救うことができないうにさせている」(『愛国論』(三) - 「論民権」、『清議報』第22冊(1899年7月28日)、『文集』之三、76頁参考) 梁は民権の伸張は君権に有利だと説いている一方、国権に一層注目するようになった。

⁵⁷ 山田央子「ブルンチュリと近代政治思想—「国民」観念の成立とその受容」(下)、『東京都立大学法学会雑誌』33巻1号、1992年7月、参考。

⁵⁸ 現在の研究では、『清議報』に訳者名を記さずに掲載された「德国伯倫知理著国家論」は、吾妻兵治による漢訳『国家学』(善隣訳書館刊行)とほぼ同じである。梁はただ手を加えただけである。吾妻が訳したのは平田東助、平塚定二郎訳の『国家論』(春陽堂、1899年)である。具体的には巴斯蒂「中国近代国家概念溯源—関於伯倫知理『国家論』的翻譯」、『近代史研究』、1997年4期参考。

⁵⁹ 山田央子「ブルンチュリと近代政治思想—「国民」観念の成立とその受容」(下)、『東京都立大学法学会雑誌』33巻1号、1992年7月、272頁参考。

⁶⁰ 「国家思想変遷異同論」、『清議報』第94、95冊(1901年10月)、『文集』之六、15頁。

たのだろうかという質問から出発したのである。彼は「中国積弱溯源論」において、こう言っている。「わが中国にはもっともおかしいことがある、それは、数億の人間が数千年にわたって国を建ていながら、今日まで国名がないことである。支那とか、震旦とか、チャイナとかいうものは、他民族が我らと呼んだ名称で、わが国民が自ら命名した名ではない。唐、虞、夏、商、周とか、秦、漢、魏、晋とか、宋、齊、梁、陳、隋とか、宋、元、明、清とかいうものは、皆王朝名であるが、国の名ではない。数千年以来、王朝あるのみで、国家があるのを聞いたことがない。王朝の興廢のたびごとに、一国の称号が王朝と存亡を共にするとは、全く驚くべき、悲しむべきことではないか」⁶¹と。この引用からみて、梁啓超は基本的には、中国古くから国家という概念が存在しなかったという認識に立っていることが窺われる。故に、梁啓超にとっては国家というものを創建しなければ、帝国主義列強の侵略に抵抗できないというのが基本的な考え方である。そして、国家とは、どういうものなのかについて、梁啓超は「少年中国説」の中で、はっきり説明している。「国家とは何物か、土地もあり、人民もある。その土地に住んでいる人民がその土地の事を治め、自ら法律を定め、自らこれを守る。主権もあり、服従もある。一人一人がみんな主権者であって、服従者でもある。もしそうだとすれば、(このような国)は完全に成長自立した国(斯謂之完全成立之國)と言う」⁶²と。つまり主権の独立と、国民国家の建設は、梁啓超における近代国家への基本的な構想である。「民から積みて成る」⁶³「人民の公産である」⁶⁴国家と、「国家の主人である」⁶⁵国民を創出する梁啓超の構想は、当時国家を救う意識の高まりに、多くの人々の共鳴を引き起こしたのである。

そして、国家主義、国家思想の重要性についての梁の認識は、『清議報』終刊号(1901年12月)に掲載された「南海康先生伝」によく表された。梁はその文章で、師の康有為こそ中国における民権の首唱者であると、その偉大さを高く評価する。しかしそれと同時に先生が教育において、個人の精神と世界理想を重視しているが、国家主義が欠如している、と批判している⁶⁶。後、梁啓超が「国家思想を持ち、自ら政治を行う

⁶¹ 「中国積弱溯源論」、『清議報』第77-84冊(1901年4月29日-7月6日)、『文集』之五、15頁。

⁶² 「少年中国説」、『清議報』第35冊(1900年2月10日)、『文集』之五、9頁。梁は此の文章の最後に、「自此以往、棄“哀時客”之名、更自名曰“少年中国之少年”」と附している。

⁶³ 『飲水室自由書』-「破壊主義」、『清議報』第30冊(1899年10月15日)、『專集』之二、25頁。

⁶⁴ 「中国積弱溯源論」、『清議報』第77-84冊(1901年4月29日-7月6日)、『文集』之五、16頁。

⁶⁵ 同上、16頁。

⁶⁶ 「南海康先生伝」、『清議報』第100冊(1901年12月21日)、『文集』六、57頁。実はこのころ康有為は「民智を開くことを言うべき、民権を興すことを言うべきではない」と民権の提唱を反対した。梁はそれをまるで張之洞の語のようだと説き、「民権を興さずどうして民智を開けようか」と反論し、民権自由説を大いに主張した。(「致南海夫子大人書」1900年4月29日、『梁啓超年譜長編』、丁文江・趙豊田編、上海人民出版社、1983年、236頁。)

ことができる者を、国民という。天下において国民がなくして国家が成立するものはない⁶⁷と明言したように、中国人が国民にならないのは、国家思想が欠乏するからだ」と梁は考えている。他面、梁は中国人の国家観念の欠如の原因について、中国人が「天下を知り、国家を知らない」、「朝廷を知り、国家を知らない」⁶⁸という二つに結論づけた。故に、民衆に国家の一員である国民の自覚を持つように梁は呼びかけている。「国の滅亡は当局諸人が滅ぼすのではなく、国民が滅ぼすのみである」⁶⁹と述べているように、個々の国民こそ、国家を維持する原動力だと梁は考えていた。

それと同時に、国民が国家の主体であるという認識の下に、民権は儒家の「民本」思想と本質的に差異があると梁啓超は理解するようになった。彼は「飲氷室自由書—保全支那」の中で、孟子の言う民政は「保民也、牧民也」であり、其の手段と意図が違うとはいえ、民の自由、権利を侵す点には同じであると説き、そして、結論として、「民というものは、独立を大事にし、権利を重視するべきで、干渉してはならないものだ」と論じた⁷⁰。さらに、梁によれば、「儒家は君には権利と義務があり、民には義務があつて権利がない。儒家には民権思想がない」⁷¹。この点から見れば、梁は儒家の民本思想の本質を見抜いたと言えるであろう。そのみならず、国民は「一国の法を定め、一国の理を謀り、一国の患いを防ぐ」ものであると梁が自ら定義したように、梁の言う国民は、国家を構成する一分子のほか、独立の精神を持ち、自由などの権利を持ち、各種の政治権利を享有すると同時に、国家に義務を負うものである⁷²と考えられる。

梁が「民権が興れば国権も立ち、民権が滅べば国権も亡ぶ」というとき、そこには、国家は「民を積みてなるもの」であり、「人民の公産」⁷³である。国民は「国家の主人」であり⁷⁴、国政とは「民が自ら其の事を治めるもの」であり、愛国とは「民が自らその身を愛するものである」という思考内容があった。また、「国が亡びるのは当局者たちがこれを滅ぼすのではなく、国民がこれを滅ぼすのであり、国が興るのは当局者たちがこれを興すのではなく、国民がこれを興すのである」⁷⁵と述べているように、梁

⁶⁷ 『新民説』—「論国家思想」、『新民叢報』第4号（1903年3月24日）、『専集』之四、16頁。

⁶⁸ 「中国積弱溯源論」、『清議報』第77-84冊（1901年4月29日—7月6日）、『文集』之五、15—16頁参考。

⁶⁹ 「中国積弱溯源論」、『清議報』第77-84冊（1901年4月29日—7月6日）、『文集』之五、28頁。

⁷⁰ 『飲氷室自由書』—「保全支那」、『清議報』33冊（1899年12月23日）、『専集』之二、40—41頁。

⁷¹ 「論中国學術思想變遷之大勢」、『文集』七、55頁。

⁷² 国家に対する国民の義務について、梁は「商会議」（1899年4月1日、20日『清議報』第10、12冊）において、国家の義務は国民の安全を保ち、権利を守ることにある。それに対して、国民の義務は国民一人一人が自らその安全を保つことにある、と指摘した。また、「愛国論」において、権利を享有すると同時に、国家に対して各自尽くすべき義務もある。ここに愛国の心はそれによって団結して解けないと説いた。（「愛国論」（二）『清議報』第7冊、1899年3月2日、『文集』之三、71頁参考）

⁷³ 「中国積弱溯源論」、『清議報』第77-84冊（1901年4月29日—7月6日）、『文集』之五、16頁。

⁷⁴ 同上、16頁。

⁷⁵ 同上、28頁。

啓超は、国民と国家とはかなり密接な関係があり、且つ国民がその土台であると認識し、国家の主体である国民の創出に取り組んでいるのである。

さらに『飲水室自由書』の「国権與民権」（1899年10月）において、「いやしくも我が民がその自由権を放棄しないならば、虎狼国はどうしてこれを侵しえよう。いやしくも我国が其の自由権を放棄しなければ、虎狼国はどうしてこれを侵しえよう。（中略）民の無権、国の無権は、其の罪は国民の放棄にある」⁷⁶と述べているように、梁啓超は「自由を放棄する罪」という概念さえ提起している。また、「民が自ら其の権を伸張しないのも、亦民の罪である」⁷⁷と言っているように、国民が自ら権利、自由を獲得するために務めなければ、国民自身も罪があると梁は指摘した。土屋英雄氏が指摘したように、梁啓超にとって、「自由を放棄する」罪は単なる国民の問題だけではなく、同時に国家の問題でもある。彼は、国民と国家にいずれも、「自由を放棄する」罪を最大の罪としたのである。国家の興亡が国民に決められるということからみて、梁啓超の救国の民権論は、まさに国民一人一人が自らの力と責任で自分の権利を獲得し、保持することがあってこそ成り立つものであった⁷⁸。

六、終わりに

日本亡命以前、梁啓超にとって、最も重要なのは、変法を通じて、中国を立て直し、それによって、帝国主義列強による分割の危機を脱することであった。亡命後、『清議報』において、「尊皇論」を鼓吹したが、「保皇」、「尊皇」それ自体が目的ではなかった。彼は政体改革を通して、中国が「君主専制」から「君主立憲」へ変えることを目指していたのである。梁は康有為と違って、日本を經由して、西洋の各種の思想、自由権利論を摂取し、独自の思想的、学問的な歩みを始めた。民権の有無と国家の強弱・興亡を関連させ、中国人民が民権を持たないことが中国が弱いことの根本的な原因だと梁は考え、救国を目的とする民権論を提出した。民権だけではなく、国権、国民、国家という概念は、梁の宣伝によって、同時代や後世の青年たちに大きな影響を与えている。それに、梁の救国の民権論は、「国家の興亡は国民によって決められる」と言っているように、「民自伸其権」⁷⁹があってから成立し、さらに、其の前提としては、国家意識と、国民意識の確立が必須の条件とされる。ともあれ、『清議報』における梁の民権論は、中国が「亡」の危機にあるという認識の下に、梁が清政府が干渉しにくい条件を利用し、亡命以前の自己の思想、理論を土台として、西洋の各種の権利、自

⁷⁶ 『飲水室自由書』 - 「国権與民権」、『清議報』30冊（1899年10月15日）、『専集』之二、第24頁。

⁷⁷ 「愛国論」（三） - 「論民権」、『清議報』第22冊（1899年7月28日）、『文集』之三、76頁。

⁷⁸ 土屋英雄著『中国の人権と法—歴史、現在そして展望』、明石書店、1998年、57-58頁参考。

⁷⁹ 「愛国論」（三） - 「論民権」『清議報』第22冊（1899年7月28日）、『文集』之三、76頁。

由論を吸収する上で提出したものである。このように、梁は暗黒の封建専制を批判するとともに、国民の覚醒に基づく国家の自立、即ち国民国家の確立を目指していたのである。